

練馬区地域ケア会議について

資料4別紙

- 地域ケア会議は、医療・介護事業者、地域の関係者の協働のもとで、①高齢者個人に対する支援の充実と、②それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として区市町村や地域包括支援センターが開催する会議体
- 平成30年度より、区民に身近な地域においてその地域ごとの特性に合わせた地域包括ケアシステムを構築していけるよう、**25か所の地域包括支援センター単位**（現在の支所単位）**で実施する地域ケア会議を充実**
- これまでの地域ケア個別会議の回数を増やすほか、自立支援・介護予防を推進するため、多職種で個別ケースのケアプランを検討する「**地域ケア予防会議**」、センター区域の課題を共有する「**地域ケアセンター会議**」を実施

地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムの確立に向け、地域ケア圏域会議で把握された課題および社会資源の現状を共有するとともに、区の対策を検討し、政策形成を図る。

【実施主体】 高齢者支援課

【構成員】 地域包括支援センター運営協議会委員

政策化・計画化を進めることが求められる地域課題

地域ケア圏域会議

地域ケアセンター会議で把握された地域課題（集合住宅における見守り対策、介護予防の普及啓発のための地域の関係機関の連携等）を圏域単位で協議する会議。地域の様々な関係機関で地域課題を共有し、それぞれの役割分担を整理し地域課題の解決を目指す。

【実施主体】 総合福祉事務所

【参加者】 地域の関係機関（警察、消防、住宅供給公社、医師会、歯科医師会、薬剤師会、三療師会、社会福祉士会等）

圏域内の関係機関で共有・検討したい地域課題

地域ケア個別会議

個別ケースの検討を通じ、高齢者の課題解決を支援するとともに、課題解決に向けた社会資源の把握や地域包括支援ネットワークの構築を図る。

【実施主体】
各センター

【構成員】
ケースに関わる関係者（ケアマネジャー、医師、配食事業者、保健相談所等）

困難ケースの地域生活を
阻害する地域課題

地域ケアセンター会議（新規）

地域ケア個別会議と地域ケア予防会議を通じて抽出された地域課題（認知症の方が暮らしやすい街づくり、地域の居場所づくり等）について、その解決に向け、地域で暮らす・働く・活動する関係者で話し合う。

【実施主体】
各センター

【構成員】
地域で暮らす・働く・活動する方々（町会・自治会、民生児童委員、訪問支援協力員、NPO、介護事業者、商店等）

要支援者等の自立を
阻害する地域課題

地域ケア予防会議（新規）

多職種協働により個別ケースを検討し、自立支援・介護予防に資するケアマネジメントの実施を支援する。合わせて、会議に参加したセンター職員や専門職の資質の向上を図る。平成30年度は試行実施。

【実施主体】
各センター

【構成員】
センターの各職種、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等

区全域

日常生活圏域

地域包括支援センター担当区域

地域ケア会議年間計画

	地域ケア 推進会議	地域ケア 圏域会議	地域ケア センター会議	地域ケア 予防会議	地域ケア 個別会議
H31 4月			4月から9月中旬までに 各地域包括支援センターで 1回（計25回）開催	各地域包括支援 センターで2回 （計50回）開催	各地域包括支援 センターで12回 （計300回）開催
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月	第1回 （10月下旬）	各日常生活圏域で 1回（計4回）開催 （10月上旬）	10月から2月中旬までに 各地域包括支援センターで 1回（計25回）開催		
11月					
12月					
H32 1月					
2月					
3月	第2回 （3月下旬）	各日常生活圏域で 1回（計4回）開催 （3月上旬）			